

保育分野における事業者の経営力強化等

こども家庭庁成育局
令和6年4月26日

保育分野における事業者（社会福祉法人を含む）の経営状況

保育分野の設置主体別の施設数の推移及び収支差率は以下の通り。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育所等数	27,951	28,737	29,474	29,995	30,358
公立	9,083(32%)	8,885(31%)	8,660(29%)	8,470(28%)	8,294(27%)
私立	18,868(68%)	19,852(69%)	20,814(71%)	21,525(72%)	22,064(73%)
社会福祉法人	14,484(52%)	14,892(51%)	15,282(52%)	15,560(52%)	15,765(51%)
医療法人	16(0%)	17(0%)	18(0%)	17(0%)	18(0%)
公益法人・日赤	50(0%)	51(0%)	54(0%)	55(0%)	55(0%)
営利法人（会社）	1,975(7%)	2,360(8%)	2,765(9%)	3,068(10%)	3,278(11%)
その他の法人	2,230(8%)	2,421(8%)	2,586(9%)	2,716(9%)	2,843(9%)
その他	113(0%)	111(0%)	109(0%)	109(0%)	105(0%)

（出所）社会福祉施設等調査

（注）「保育所等」は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所をいう。

（注）「その他の法人」には、一般社団法人、協同組合、特定非営利活動法人、学校法人、宗教法人などが含まれる。

（注）括弧内は保育所等数に占める設置主体別の施設数の割合。1/1000の位を四捨五入。

	社会福祉法人	学校法人	社団・財団法人	宗教法人	NPO	営利法人	個人
収支差率(令和元年)	2.4%	2.9%	0.8%	-0.7%	0.5%	2.9%	1.9%

（出所）令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果

（注）私立の認可保育所の平均値

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
- 今後の人口減少社会において、**良質な保育を提供し続けることが大きな課題**。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
- 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に**0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化**。

→ **保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備**を行う。

→ これを支える各保育所の体制について、**保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働**していくため、**各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築**など、**総合的な取組を進めていく**。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- **統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開**
- **人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援**
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的に子どもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等

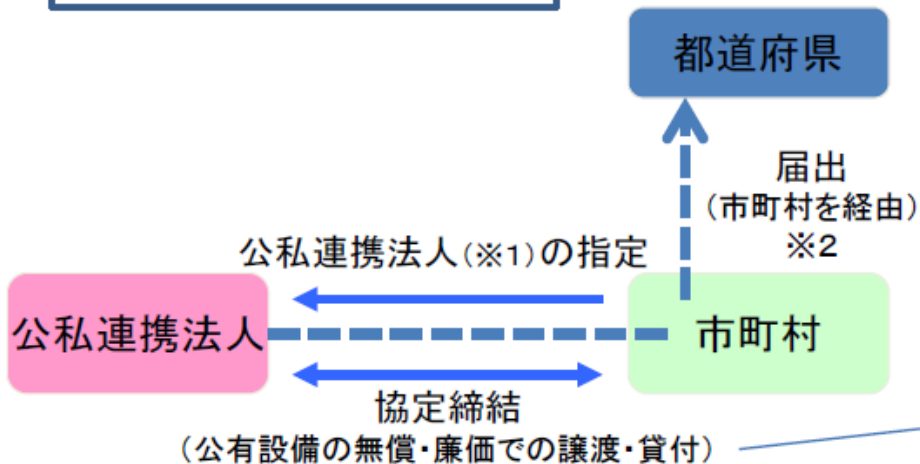
今後の保育政策の展望

- 令和5年4月時点の待機児童数は2,680人となり、減少傾向にある
 - 待機児童がいる自治体では、引き続き保育ニーズに対応するための受け皿整備等が必要
 - 一方、人口減少地域を念頭に保育・子育て機能の維持も重要な課題
- こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、全てのこどもの育ちを応援するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化するため、**現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」を創設する**（関連法案を今国会に提出中）
 - 2025年度に法律に基づく事業として制度化
 - 2026年度から新たな給付として全国の自治体において実施
 - **こども誰でも通園制度の実施に伴い、これまで保育所を利用していなかったこどもを預かるための新たな受け皿整備が必要**
- **人口減少地域における子育て支援の拠点として、保育所の機能維持が必要**
 - こどもは地域の賑わいの中心
 - 多機能化、多世代交流など、保育所の機能維持や役割、支援策を検討

公私連携型保育所について

- 保育及び子育て支援事業の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有する法人が、市町村から必要な設備の譲渡、貸付け等を受けるなどの協定を締結した上で、当該市町村から指定を受ける制度。
- 保育所の設置・運営を民間に委託しつつも、市区町村の関与を一定維持するものであり、公立保育所の民営化を進める必要があると判断される場合に、市区町村が地域における保育の提供というインフラ的な役割を担い続けることができることから、市区町村が保育提供体制を構築するに当たっての選択肢の一つとなるもの。
- 人口減少下の保育提供体制に当たって、各市町村において検討することを促しているところ。

公私連携施設のスキーム



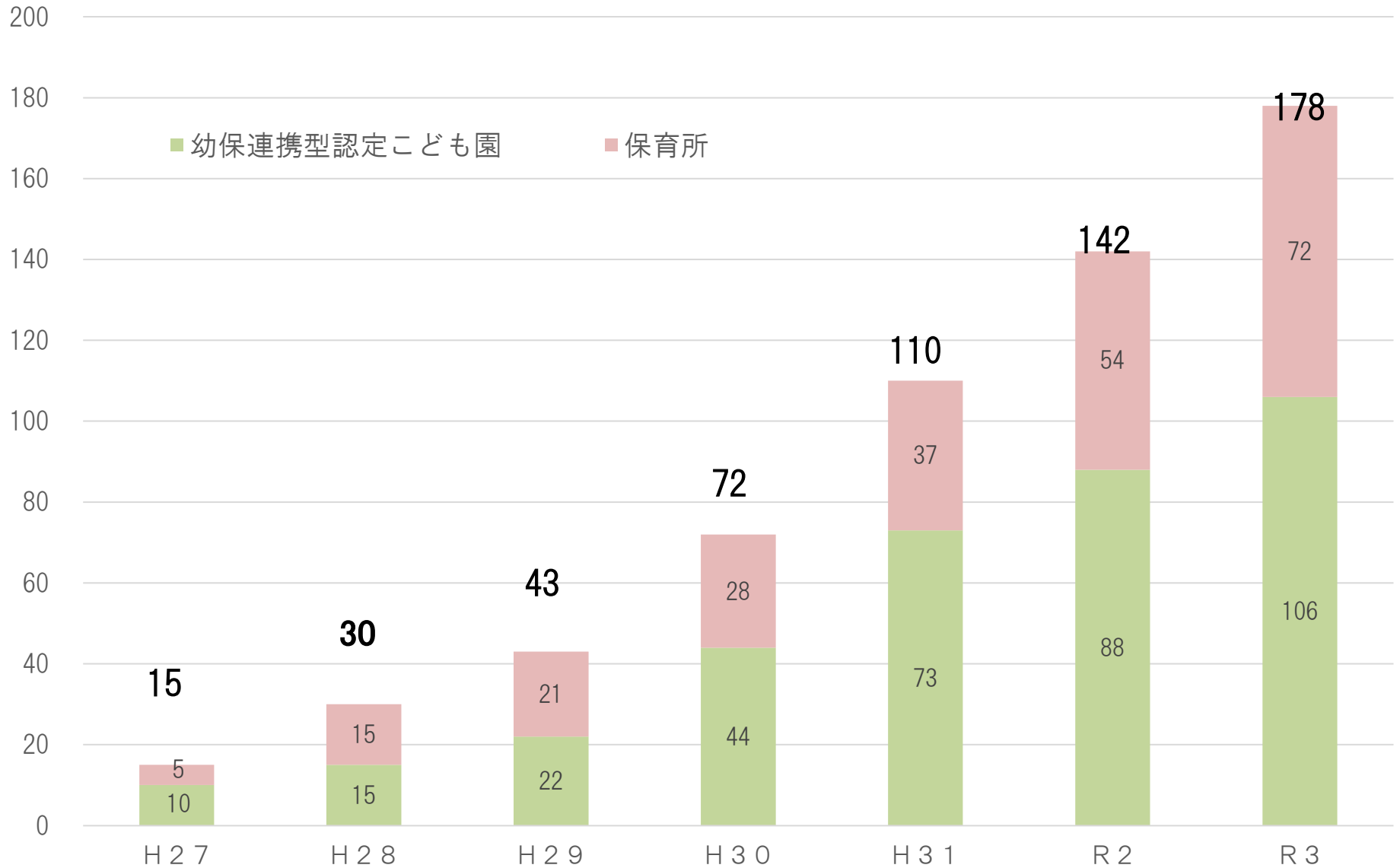
※1 対象法人は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人といった多様な法人から選定が可能(ただし、公私連携幼保連携型認定こども園については、学校法人又は社会福祉法人に限定。)

※2 指定都市・中核市が指定する公私連携法人の場合、都道府県への届出は不要であり、当該指定都市・中核市への届出となる。

<協定締結事項>

- ① 協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園(公私連携型保育所)の名称及び所在地
- ② 公私連携幼保連携型認定こども園(公私連携型保育所)における教育・保育・子育て支援事業(保育・子育て支援事業)に関する基本的事項
- ③ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ その他公私連携幼保連携型認定こども園(公私連携型保育所)の設置及び運営に関し必要な事項

公私連携型施設の設置数の推移



(各年4月1日現在)

保育分野における合併、事業譲渡等の実施事例等

- 令和3年12月に取りまとめられた「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ」を踏まえ、今後の人口減少社会を見据え、保育所が果たしている現状の役割や、今後果たしていくことが期待される役割と課題等について把握するとともに、持続可能な地域の実情に応じた取組を事例としてまとめることを目的として、調査研究事業を実施。
- アンケート調査やヒアリング調査を実施し、今後連携・協働体制、多機能化を検討する市区町村の参考となるように、取組の進め方、苦労した点や解決策等を取りまとめた。

北海道上士幌町

- 2015年4月に、公立保育所（4か所）を統合し、上士幌保育所に幼稚園と子育て支援機能（子育て支援センター）を加えた幼保連携型認定こども園を開設。開園以降、認定こども園の利用者数は年々増加している。
- 2016年まで、農村部に4か所公立保育所があったが、通所児童の少ない小規模施設の統合と人材配置の効率性、同じ教育を受けさせる観点で統合。

兵庫県丹波市

- 丹波市の発足当時は、25小学校区ごとに全部で44か所（公立幼稚園20か所と公立保育所5か所、民間保育所19か所）あったが、校区によっては、幼稚園または保育所いずれかしかない地域もあった。
- 認定こども園の設置を推進し、その運営は民間で実施することとした。2019年4月には、すべての幼稚園と保育所は認定こども園（13園）へ統合され、市全域で幼保連携型認定こども園での一体的な幼児教育・保育を提供できる環境が整った。

ヒアリング調査結果まとめ

課題：施設整備に向けた協議と住民理解

施設統廃合及び認定こども園の開設の検討にあたっては、庁内の関係部署を含めて十分に協議をする必要があり、さらに地域住民への説明と理解を得ることが重要である。

《対応の工夫》

- ・ 認定こども園開設の検討は、子育て支援検討委員会にて、庁内関係部署（副町長、保健福祉課、保育課、教育委員会）が協議し、必要に応じて町民説明会にて地域住民の理解を得ることに努めていた。

課題：計画の立案と実行

施設整備においては、保育所等の整備に係る計画を立案し、計画的に進めていくことが重要である。

《対応の工夫》

- ・ 丹波市においては、2006年12月に「丹波市こども園に関する基本方針」を策定し、市内すべての幼稚園と保育所を認定こども園へ移行すること、その運営は民間が実施とすることを決定している。
- ・ 2019年4月には、すべての幼稚園と保育所は認定こども園（13園）へ統合され、市全域で幼保連携型認定こども園での一体的な幼児教育・保育を提供できる環境が整備されている。

【出典】令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「保育所の多機能化、他機関連携等を含む地域における保育所等の子育て支援提供体制に関する調査研究 報告書」（令和5年3月有限責任監査法人トーマツ） 6

保育事業者が合併、事業譲渡等を行う際の児童福祉法上の申請手続等

- 都道府県知事は、保育所の認可の申請があったときは、当該認可の申請をした社会福祉法人等が直近5年間に認可取消しをされていないか等を踏まえ審査するため（児童福祉法第35条第5項）、保育所の設置主体が合併や事業譲渡等により変更された場合は、都道府県知事に保育所の廃止について承諾を受け（同法第35条第12項）、都道府県知事に対して保育所の設置の認可を申請する（同法第35条第4項）。

※ 設置主体の経営責任者や福祉の実務に当たる幹部職員を変更する場合は、都道府県知事への事前届出のみで可（同法施行規則第37条第6項）。

廃止申請事項

1. 廃止の理由
2. 入所させている者の処置
3. 廃止の期日及び財産の処分

設置認可申請事項

1. 名称、種類及び位置
2. 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
3. 運営の方法（保育所にあつては事業の運営についての重要事項に関する規程）
4. 経営の責任者及び福祉の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
5. 収支予算書
6. 事業開始の予定年月日

設置認可申請書類

1. 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類
2. 保育所を設置しようとする者が法人である場合にあつては、その法人格を有することを証する書類
3. 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

※今後、保育所の合併や事業承継に係る各自治体の運用や実態等について把握するとともに、保育関係団体からも手続負担がないか確認。